垂水市伐採及び伐採後の造林の届出書に関する取扱要領

（趣旨）

第１条　この要領は、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の８第1項の規定による伐採及び伐採後の造林の届出に関し必要な事項を定めるものとする。

（届出書の提出等）

第２条　伐採を行おうとする者（以下「伐採者等」という。）は、森林施行規則（昭和26年農林省令第54条）第９条の規定により、伐採を開始する日前90日から30日前までの間に、市長に伐採及び伐採後の造林の届出書（別記第１号様式。以下「届出書」という。）、伐採計画書及び造林計画書（別添様式）を添付して提出しなければならない。

２　代表者等の提出する届出書の添付書類は次に定めるものとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 　　　区　　　　分 | 添　付　書　類 | 備　　考 |
| １ | 伐採地及び搬出道が確認できる書類 | 伐採地の位置図又は字図（地籍図）に搬出経路をマーキングしたもの | 必須 |
| ２ | 土地所有者が確認できる書類 | 登記簿謄本 | 必須 |
| ３ | 伐採者等意思が確認できる書類 | 確約書（別記第２号様式） | 必須 |
| ４ | 森林所有者の住所が確認できる書類 | 住民票（マイナンバーを省いたもの） | 必須 |
| ５ | 添付書類の確認ができる書類 | チェックリスト（別記第３号様式） | 必須 |
| ６ | 再造林の意思を確認する書類 | 再造林意向確認書（森林所有者用）（別記第４号様式） | 必須 |
| ７ | 作業路管理者、地元自治会等との協議が確認できる書類 | 地域関係団体との協議書（別記第５号様式） | 市長が必要と認めた場合のみ |
| ８ | 公道管理者、河川管理者等との協議が分かる書類 | 関係施設管理者との協議書（別記第６号様式） | 市長が必要と認めた場合のみ |
| ９ | 公道（市道、農道）の管理者への申請が確認できる書類 | 許可証等の写し | 市長が必要と認めた場合のみ |
| 10 | その他市長が必要と認める書類 | 土地の売買契約書又は立木の売買契約書 | 登記名義人と現管理人が異なる場合のみ |

（計画の審査）

第３条　市長は、前条の規定により提出された届出書が、垂水市森林整備計画に適合したものあるかについて審査するものとする。

（適合通知書）

第４条　市長は、前条の審査により、届出書に記載された内容が垂水市森林整備計画に適合すると認められる場合は、伐採及び伐採後の造林の計画の適合通知書（別記第７号様式）を、それ以外のときは伐採及び伐採後の届出確認通知書（別記第８号様式）を伐採業者等に通知するものとする。

（作業看板の設置）

第５条　届出を提出した者は、伐採を開始する日前30日以内に、伐採現場付近の分かりやすい場所に森林の所在場所、届出者名、伐採事業者、連絡先、伐採面積及び伐採期間を看板にて掲げるものとする。

（代理人の受理の保留等）

第６条　市長は、届出書に虚為の記載をした者、伐採行為により公共物等を破損した者及び第三者に影響を与えた者については、その問題が完了するまで届出書を保留し、適合通知書及び届出確認通知書は通知しないものとする。また、新たな届出書についても受理しないものとする。

（伐採に係る森林の状況報告書）

第７条　伐採者等は、伐採が完了した日から30日以内に法第10条の８第２項の規定により伐採に係る森林の状況報告書（別記第９号様式）を提出しなければならない。

（伐採後の造林に係る森林の状況報告書）

第８条　造林者等は、届出書に記載した人工造林または天然更新による造林が完了した日から30日以内に法第10条の８第２項の規定により伐採後の造林に係る森林の状況報告書（別記第10号様式）を提出しなければならない。

（てん末書）

第９条　市長は、森林所有者等が届出書を提出せずに伐採を行った事実を確認したときは、その者から事情を聴取し、てん末書（別記第11号様式）の提出を求めるとともに、指導書（別記第12号様式）により指導を行うものとする。

（伐採等届出の変更）

第10条伐採者等は、伐採が終了するまでに届出書に記載された森林所有者、伐採する者又は伐採後の造林をする者に変更があったときは、速やかに、変更後の内容を記載した届出書を市長に提出するものとする。

２　伐採者等は、伐採が終了した後に届出書に記載された伐採後の造林をする者又は伐採後の造林の計画に変更があったときは、伐採等届出に係る変更届出書（別記第13号様式）を市長に提出するものとする。

３　伐採者等は、届出書に記載された伐採期間を超えて森林を伐採しようとするときは、新たに伐採等届出を行うものとする。この場合において、届出事項（伐採期間を除く。）が以前の届出事項と同じときは、第２条第２項に規定する添付書類の提出は不要とする。

附　則

この訓令は、令和２年４月１日から施行する。

　附　則

この訓令は、令和４年４月１日から施行する。